

水痘予防接種説明書

水痘予防接種は、予防接種法に基づき行われ、水痘を予防するためのものです。

保護者の方は、予防効果や副反応についてご理解いただき、お子さんを感染症から守るため予防接種を受けさせましょう。

【対象者】

生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまで（3 歳誕生日の前日まで）の間にあるお子さん

※みずぼうそうにかかったことがあるお子さんは定期接種の対象外です。

【標準的な接種期間と接種回数】

1 回目接種：生後 1 2 月から生後 1 5 月に達するまでに皮下に 1 回

2 回目接種：1 回目接種終了後 6 月から 1 2 月の間隔をおいて皮下に 1 回

【受けるには…】

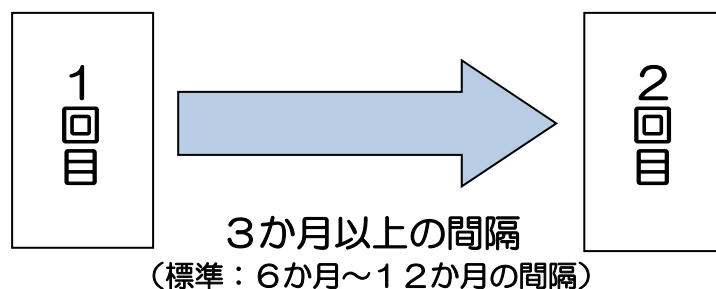
- 接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- 料 金：無 料
- 持っていくもの：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）

※何らかの理由により市外の医療機関で受ける場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。（健康増進課 予防係 TEL0282-25-3511）

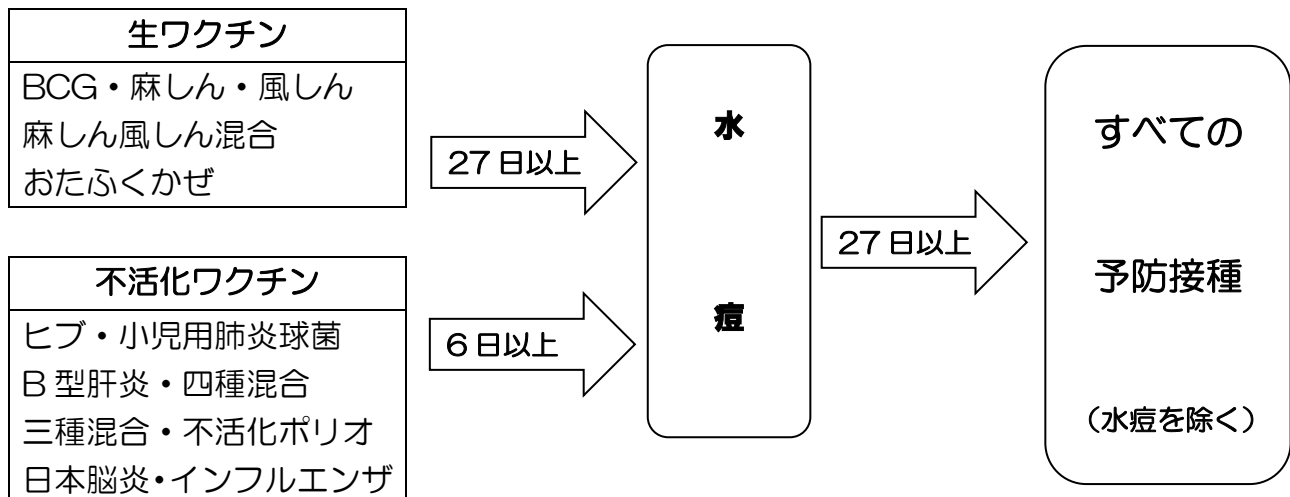
※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。転出後に予防接種を受ける場合は、予診票を破棄していただくとともに転出先の自治体へお問い合わせください。

【接種の受け方】

（生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまで）



【他の予防接種との間隔】



水痘とは…

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から2週間程度とされています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。

水痘は主に小児の病気で、9歳以下での発症が90%以上を占めるとされています。小児における重症化は、熱性痙攣、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。成人での水痘も稀に見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いとされています。

ワクチンの副反応

主な副反応としては、接種局所の発赤・腫脹、発熱、発疹があります。接種後1～3週間ごろに、発熱、発疹、水疱性発疹が発現することがありますが、一過性で通常数日中に消失します。まれにみられる重大な副反応としては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎があります。

【受ける前の注意点】

- ① 予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ② 当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてきてください。
- ③ 当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④ お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。
- ⑤ 接種を受ける際は、必ず母子健康手帳と予診票をお持ちください。なお、予診票は、当日保護者の方がご記入ください。

【受けることができない場合】

- ① 明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④ 他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤ 3か月以内に輸血またはガンマグロブリンの投与を受けた場合
- ⑥ 水痘（みずぼうそう）にかかったことがある場合
- ⑦ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ③ 今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ④ ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑤ 以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑥ 麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっていない場合
- ⑦ 周囲（家族・友達など）で、感染症の病気（麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑧ 輸血またはガンマグロブリンの投与を受けたことがある場合
- ⑨ 風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後30分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応はこの間に起こることがあります。

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。
熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後4週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によってひき起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。（予防接種法に基づく定期の予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合）

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

【お知らせ】

※長期にわたる疾病等により、生後36月（3歳）に至るまでの間に水痘の予防接種を受けることが難しい場合には健康増進課までご連絡ください。

お問い合わせ先

保健福祉部 健康増進課 予防係

栃木市今泉町2-1-40（栃木保健福祉センター内）

TEL（0282）25-3511